

## 被災地支援に関する税務上の取扱い

このたびの豪雨および土砂災害により、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地支援・復旧に全力を尽くされている関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

多くの方々が、被災地支援を考えられていると思います。そこで、被災地支援にかかる、税務上の取扱いを以下に紹介させていただきます。

### 1. 被災義援金

義援金が所定の要件を満たすものであれば、国又は地方公共団体に対する寄附金として取り扱われます。

(個人)・・・所得控除の対象となる

(法人)・・・国・地方公共団体等への寄附金とみなされ、全額損金算入(基通9-4-6)

#### ※国・地方公共団体等への寄附金とは

募金団体(日本赤十字社・共同募金等)を通じて拠出した義援金が、最終的に国・地方公共団体に拠出されるものであることが、新聞報道・募金要綱等で確認出来るもので、税務署長が認めたものは、国・地方公共団体への寄附金として取扱われます。

### 2. 取引先に対する支援

取引先が被災した場合に、その復興の支援として、災害が発生してから通常の営業活動を再開するまでの期間内等におこなった以下の行為は、寄附金や交際費には該当せず、損金算入されます。

#### ①災害見舞金等

被災した取引先に、災害見舞金又は事業用資産の供与、役務の提供をした場合。

#### ②売掛債権等の免除等

被災した取引先に対して、売掛金や貸付金などの債権の全部または一部を免除した場合。(基通9-4-6の2)

#### ③低利または無利息融資

被災した取引先に対して通常の金利より低利または無利息でお金を貸した場合。(基通9-4-6の3)

### 3. 同業者団体へのお見舞金の拠出

所属する同業者団体の構成員が被災して事業用資産に損失が出た場合に、相互扶助等に係る規約に基づいて、各構成員が負担する分担金は寄附金とせず、全額損金に算入されます。

### 4. 下請企業に対する支援

#### ①有償支給材の被災損失負担

被災した下請企業の有償支給材の損失に対して、その損失を負担した場合には寄附金とせず、全額損金として扱われます。

#### ②従業員に対する見舞金

自社の従業員と同等の事情にある専属下請先の従業員や親族が被災した場合において、一定の基準に従って支給するお見舞金は、自社の従業員に支給する場合と同様に交際費とはせず福利厚生費として扱われます。

### 5. 自社製品の被災者への提供

自社製品の不特定又は多数の被災者を救援するために行なう提供は、寄付金とされず、全額損金として扱われます。（基通9-4-6の4）

### 6. ボランティア活動中の給与相当額

ボランティアとして参加している社員に対する給与は、寄附金に該当しないものとして扱われます。

\*なお、被災子会社に対する支援につきましては、特別の規定はありませんので、その子会社が「取引先」や「下請企業」等であれば上記の各規定の適用がありますが、取引や事業関連性の薄い子会社につきましては寄附金として取り扱われます。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

# ※個人の寄附金の取扱い※



\* 所得税税額控除を受ける場合には、認定の証明書(税額控除の証明)で確認のこと。別途税額控除計算書が必要です。  
また、所得税申告書第2表に適用条文を記入のこと

\* 支援資金等で一定のものは「寄附金」とせず「法人の損金」や「事業上の必要経費」となるものもあります。

## ■平成26年広島県大雨災害義援金の受付けについて

広島県では8月19日からの大雨により、広島市安佐南区及び安佐北区において大規模な土砂災害が発生し、死者及び行方不明者の多くの犠牲者が出ています。

また、家屋の損壊も多数発生したため、広島市に災害救助法が適用されました。

広島県、広島市、中国新聞社会事業団等では被災者支援のため、下記のとおり義援金を受付けています。

受付先	広島県	広島市	社会福祉法人中国新聞事業団	
	広島県では、被災者への援護の一助として、日本赤十字広島県支部、広島県共同募金会、NHK広島放送局及びNHK厚生文化事業団と共同し、義援金を受付けます。		金額と名前を中国新聞朝刊に掲載します。名前の掲載を希望されない方は通信欄などに「匿名希望」と明記してください。	
義援金名	「平成26年広島県大雨災害義援金」	「広島市8・20豪雨災害義援金」	「広島土砂災害義援金」	
受付方法	口座振込※窓口にて「平成26年広島県大雨災害義援金」である旨、お申し出ください。	口座振込※窓口にて「広島市8・20豪雨災害義援金」である旨、お申し出ください。	口座振込	
	広島銀行 大手町支店 普通 3392929	広島銀行 広島市役所支店 普通 3047757	広島加古町郵便局 郵便振替 01360-4-22742 中国新聞社会事業団	
	もみじ銀行 鷹野橋支店 普通 3020105	もみじ銀行 本店営業部 普通 3905207		
	広島信用金庫 鷹野橋千田支店 普通 0451631	広島信用金庫 本店 普通 0796829		
	広島銀行 三川町支店 普通 0620947	ゆうちょ銀行 00940-3-165875	広島市災害義援金 (ヒロシマシカイギエンキン)	現金書留(送料はご負担ください。)
	広島県信用農業協同組合連合会 本所 普通 0004791	現金持参(受付は平日8:30~17:15)	中国新聞社会事業団 〒730-0854 広島市中区土橋町7-1	現金持参(受付は平日10:00~17:00)
	ゆうちょ銀行 00920-5-234852 ※通信欄に「平成26年大雨災害」と記入してください。	企画総務局 総務課 (082-504-2033) 広島市中区国泰寺町1丁目6-34 中区役所 区政調整課 (082-504-2543) 広島市中区国泰寺町1丁目4-21	中国新聞社会事業団 〒730-0854 広島市中区土橋町7-1	※中国新聞支社局または、販売所でも受付けます。
	現金書留(郵便料金手数料免除)	東区役所 区政調整課 (082-568-7703) 広島市東区東蟹屋町9-38		
	社会福祉法人広島県共同募金会 (「救助用郵便」と明記してください。 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内)	南区役所 区政調整課 (082-250-8933) 広島市南区皆実町1丁目5-44 西区役所 区政調整課 (082-532-0925) 広島市西区福島町2丁目2-1		
	日本赤十字社広島県支部 広島市中区千田町2-5-64	平日のみ 8:30~17:00	安佐南区役所 区政調整課(082-831-4925) 広島市安佐南区古市1丁目33-14	
	社会福祉法人広島県共同募金会 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	平日のみ 8:30~17:00	安佐北区役所 区政調整課(082-819-3903) 広島市安佐北区可部4丁目13-13	
	NHK広島放送局 広島市中区大手町2-11-10 3階ハートプラザ	平日・土・日 9:30~17:30	安芸区役所 区政調整課 (082-821-4903) 広島市安芸区船越南3丁目4-36	
NHK福山支局 福山市東桜町1-37 1階受付	平日のみ 9:30~18:00	佐伯区役所 区政調整課 (082-943-9703) 広島市佐伯区海老園2丁目5-28		
受付期間	平成26年8月22日(金)~12月26日(金)	平成26年8月22日(金)~12月26日(金)	平成26年9月26日(金)まで	
義援金の取扱い	義援金分配委員会を設置し、被災地(広島市)を通じ被災者へ配分されます。	義援金分配委員会を設置し、被災者へ配分されます。	日本赤十字社を通じて被災者のために使われます。	
<p>その他の義援金受付けについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社中国放送/RCC本社玄関、RCC福山放送局、RCC文化センターにて、平日10:00~17:00(9月25日(木)まで) 義援金は、社会福祉法人中国新聞社会事業団を通じて、現地の救援活動に使われます。</li> <li>○株式会社テレビ新広島/テレビ新広島本社ロビー、福山支社(平日10:00~17:00)、テレビ新広島イベント会場 義援金は、広島市に送り被災者の援護に活用されます。</li> <li>○広島テレビ放送株式会社/広島テレビ「24時間テレビ」での募金の一部を被災地支援のために活用されます。</li> </ul>				

**【注意!】義援金について、税制上の優遇措置(法人税の損金算入)(所得税、住民税の寄附金控除・税額控除)を希望される場合は、必ず領収書を発行してもらってください。**